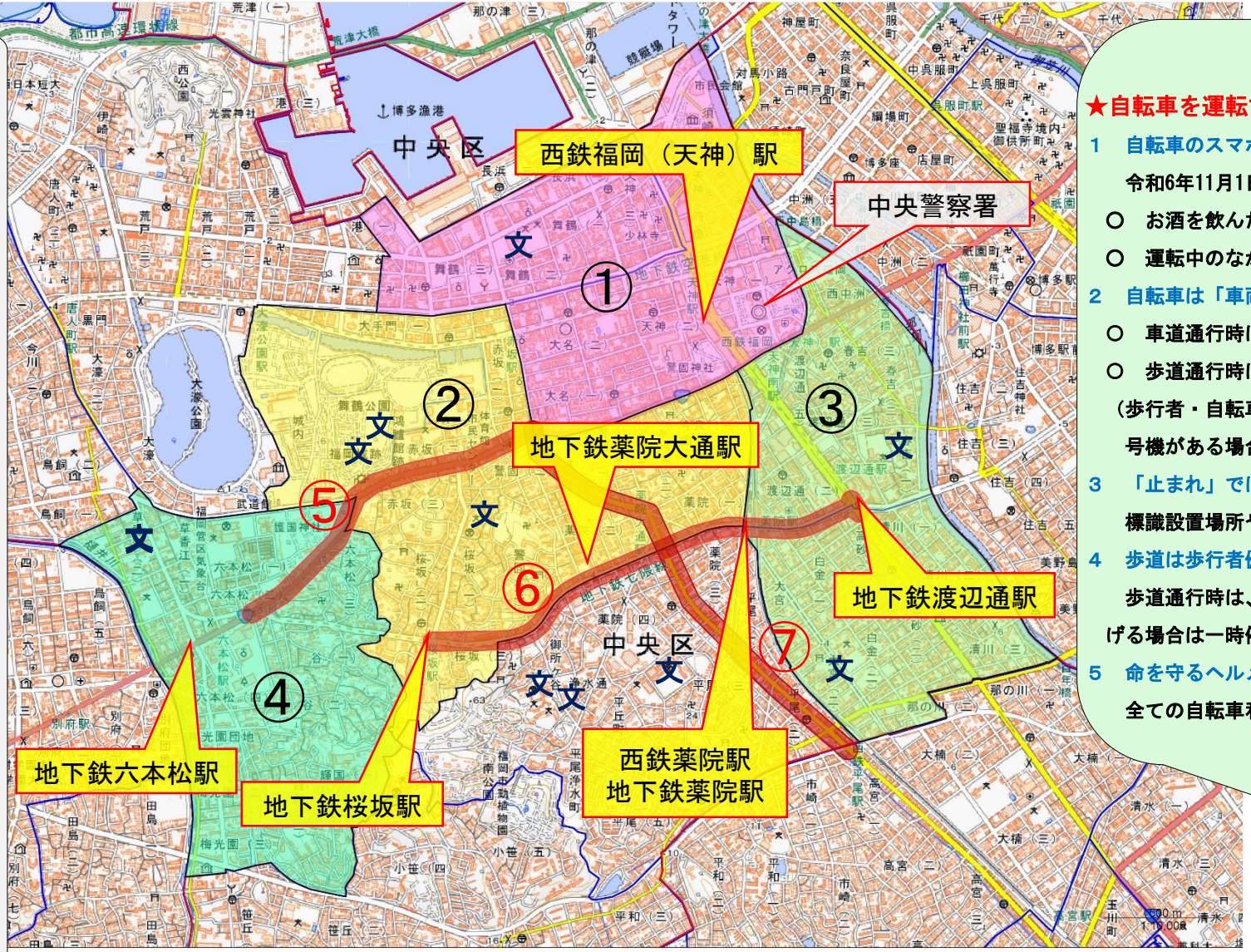


自転車指導啓発重点地区（中央警察署）



- 【重点地区】
- ① 天神・大名・舞鶴地区
➡ 自転車関連事故が多く、通勤・買い物等の自転車利用者が多い
 - ② 赤坂・警固・薬院・今泉地区
➡ 自転車関連事故及び取締り要望も多い地区で自転車利用者が多い
 - ③ 春吉・清川地区
➡ 自転車関連事故及び取締り要望も多い地区で自転車利用者も多い
 - ④ 六本松地区
➡ 自転車関連事故及び取締り要望も多い地区で自転車利用者も多い
- 【重点路線】
- ⑤ 国道202号
(警固交差点～六本松交差点)
➡ 周辺に学校施設が点在し、通勤・通学者が集中して自転車関連事故が多発
 - ⑥ 市道博多駅草ヶ江線
(渡辺通1丁目交差点～桜坂駅前交差点)
➡ 周辺に西鉄薬院駅及び地下鉄の駅が点在し、通勤・通学者が集中して自転車関連事故が多発
 - ⑦ 県道福岡筑紫野線
(平尾駅入口交差点～警固交差点)
➡ 周辺に学校施設が点在し、西鉄平尾駅もあり、通勤・通学者が集中して自転車関連事故が多発



- ★自転車を運転する人は交通ルールを守ろう！
- 1 自転車のスマホ・酒気帯び罰則強化！
令和6年11月1日から罰則が強化されました
○ お酒を飲んだら自転車に乗らない
○ 運転中のながらスマホはしない
 - 2 自転車は「車両」⇒信号を守る義務！
○ 車道通行時は車両用信号機
○ 歩道通行時は歩行者用信号機
(歩行者・自転車専用と表示された歩行者用信号機がある場合を除く。)
 - 3 「止まれ」では確実に一時停止！
標識設置場所や見通しの悪い交差点では必ず停止！
 - 4 歩道は歩行者優先！
歩道通行時は、車道寄りを徐行、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止！
 - 5 命を守るヘルメット着用！
全ての自転車利用者のヘルメット着用努力義務化！



警察では、自転車運転者の交通違反に対し、積極的な指導警告を行うとともに、警告に従わず違反行為を継続するなどの悪質・危険な自転車運転者に対しては検挙措置を講じています。